

第2号様式

香川県県税事務所長 殿

県 税 確 認 欄	鳥獣保護管理法施行規則第65条第1項
	<input type="checkbox"/> 第7号該当(許可捕獲者)
	<input type="checkbox"/> 第8号該当(許可捕獲従事者)
	<input type="checkbox"/> 第9号該当(認定鳥獣捕獲等事業者の従事者)
	<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員

年 月 日

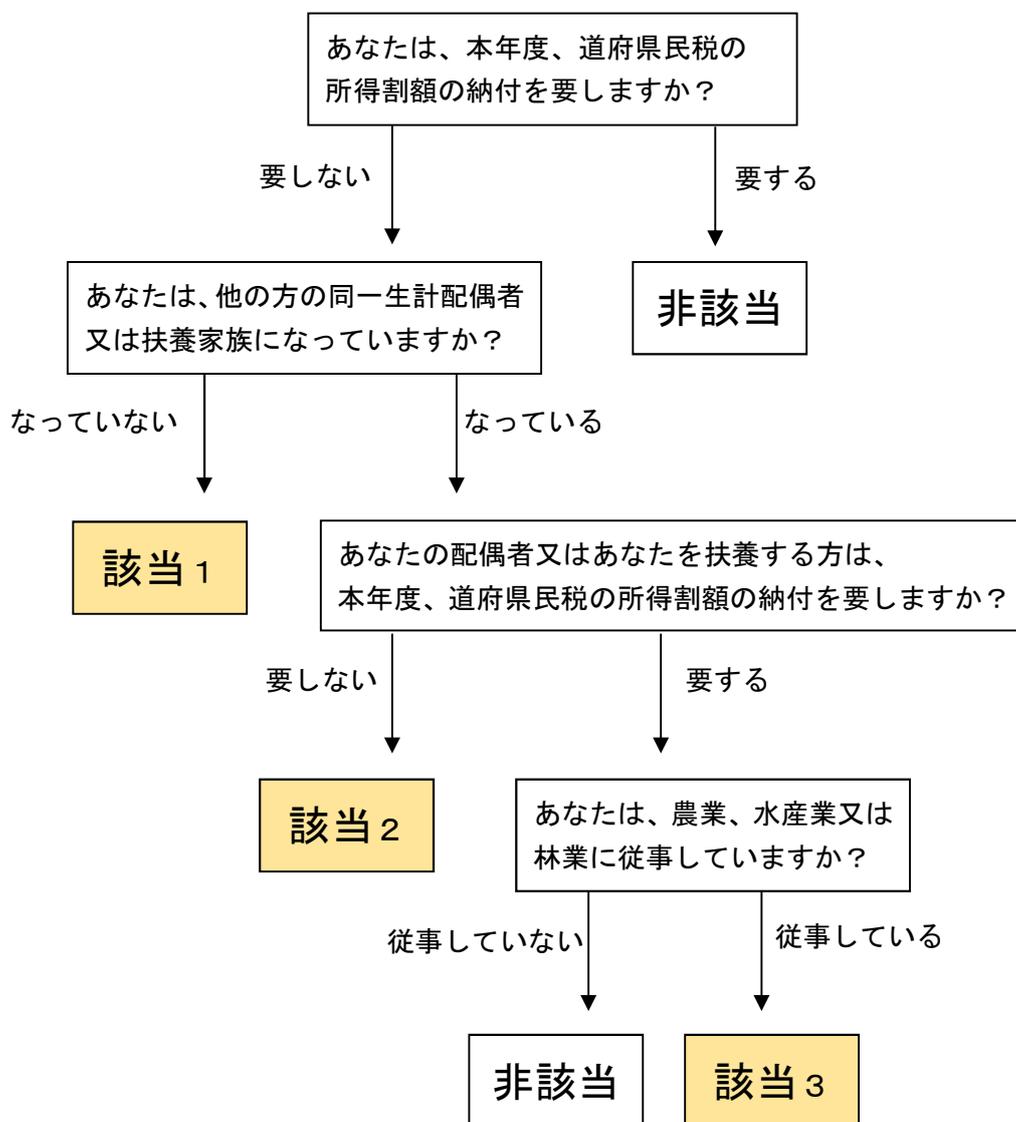
住所	
職業	
氏名	

狩 獵 税 申 告 書

狩 獵 免 許 の 種 類		納税済印押印欄	
第一種銃獵免許	(1) ライフル銃 (2) 散弾銃 (3) 空気銃 <small>(圧縮ガスを使用するものを含む)</small>		
網獵免許			
わな獵免許			
第二種銃獵免許			
税 率 区 分	地方税法条文	納 付 額	
		本則税率	許可捕獲者に 係る特例税率
1. 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者 で、2に掲げる者以外のもの	第700条の52 第1項第1号	16,500円	8,200円
2. 第一種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者で、 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要 しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該 当する者(農林水産業に従事している者を除く。)以外 の者	第700条の52 第1項第2号	11,000円	5,500円
3. 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受 ける者で、4に掲げる者以外のもの	第700条の52 第1項第3号	8,200円	4,100円
4. 網獵免許又はわな獵免許に係る狩獵者の登録を受け る者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付するこ とを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該 当する者(農林水産業に従事している者を除く。)以外の者	第700条の52 第1項第4号	5,500円	2,700円
5. 第二種銃獵免許に係る狩獵者の登録を受ける者	第700条の52 第1項第5号	5,500円	2,700円
6. 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の狩獵者登録を受ける者	附則第32条	課税免除	
7. 対象鳥獣捕獲員の狩獵者登録を受ける者			
注 意			
①「狩獵免許の種類」欄は狩獵免許の種類及び使用する獵具の番号を○印で囲んで下さい。			
②「税率区分」欄は該当番号を○印で囲んで下さい。「税率区分」2又は4の適用を受ける方は、 必ず住所を有する市町村長発行の証明書を裏面に貼付して下さい。			
③「納付額」欄は該当税額を○印で囲んで下さい。			

証明書はここに貼付して下さい。

第 700 条の 52 第 1 項第 2 号又は第 4 号該当者の判定表



※ 狩猟税第 1 号様式以外の証明書を添付する場合には、「該当 1」から「該当 3」のいずれに当たるかを○印で囲んでください。

なお、後日、県税事務所の調査等によって、申告内容が真実と相違していることを確認した場合には、不足税額の追徴等をさせていただきますのでご注意ください。